

虐待下にある母子の背後に存在する「推定父」の歴史的分析

戸井田晴美（一橋大学・院）

研究目的

現在、児童虐待のリスクアセスメントの評価表は、「母子家庭」、「母若年」など、父親よりも母親だけに関連する項目が多数を占めている（上野 2022: 83）。では、なぜ児童虐待の懸念が母親に偏重するのか、その背景にはどのような歴史があるのだろうか。これまで、児童虐待の要因として母親の経済的問題、精神疾患などが示されてきた。他方、母親が児童虐待の加害者である場合における父親の検証については、僅少だったと考える。おそらく、虐待下にある「母子」が前景化しているがゆえに、子どもの父親、あるいは父親の可能性のある「推定父」（増田 1925）の存在が後景化したのではないか。以上より本研究の目的は、虐待が起きるなど複雑な課題を抱える母子がいる一方で、「推定父」はいかなる位置づけにあったのかを歴史的な分析から明らかにすることにある。

研究方法

本研究は歴史研究を採用し、家長・家族秩序の確立を目指した明治民法によって「家」制度を維持していた時期に着目する。とりわけ、「推定父」の存在とは対照的な「母性強調」のルーツは大正期（大日向 2015: 48）にあることを踏まえ、大正期から昭和初期の史資料を分析対象とする。主に、増田抱村が1925年『児童の社会問題』において、海外の動向を精査しながら「推定父」に疑問を呈していることを軸に検討する。

結果

増田によれば、アメリカの「棄児救済制度」におけるユダヤ人救済会の活動には、妻や子どもを捨てる者がいた場合、その内容を新聞で発表し、捨てた者に養育費の支払いなどを求めるしくみがある（増田 1925: 110-3）という。増田はこれらと日本の実態を比較して、第1に、結婚の如何によらず「推定父」に対する扶養義務という責任の明確化を示唆した。第2に、「推定父」からの養育費が得られないことを前提として、母親が養育費を得るために結婚せざるを得ない状況への疑問を呈した。第3に、「母性愛」をかざす社会運動家を牽制した。すなわち、「母性愛」を強調する言説の影にいたる「推定父」に対し、養育費の支払いが義務化されないなかで引き起こされる戸籍上の結婚、そして、その枠組みへと強い引力が働く社会構造そのものに対する増田の疑問だったといえる。

考察

当時、母子で生活する母親が生きていくうえで子どもを足手まといになると考えた可能性、家長の不在によって「家」を中心とする村落共同体に属しきれず助けを得にくかった可能性、これらに鑑みれば、この時代に母子だけで生き抜くことの労苦は想像に難くない。しかし、それが虐待を肯定する理由とはならない。結果として、児童虐待をする親という烙印は、扶養義務を放棄した「推定父」ではなく、子どもの養育を放棄した母親の方に押された。現代でも「推定父」はネグレクトの加害者になることはない。本研究では、増田の文献から現代の課題へと逆照射することで、脈々と流れる「推定父」と残された母子の課題を浮き彫りにした。子どもの「推定父」は扶養義務を放棄し、事実上免責されていたにもかかわらず国家の対応は消極的であった。そのようななか、母性愛を有するはずの母親の虐待は加害者性を際立たせ、父親をより後景化させる結果になったといえまいか。

引用文献

増田抱村, 1925, 『児童の社会問題』同文館.

大日向雅美, 2015, 『増補 母性愛神話の罨』日本評論社.

上野加代子, 2022, 『虐待リスク——構築される子育て標準家族』生活書院.

（キーワード：母子、推定父、児童虐待）